

若者世代への住宅取得支援

ず〜っと吉野川市！！ 定住支援事業



文化の香り高く、自然豊かで子育て支援の充実したまち「吉野川市」でず〜っと住んでみんで。

40歳未満の方の住宅取得を支援します。

吉野川市は、住宅金融支援機構と連携して《フラット35》の利用推進に取り組んでいます。（制度の詳細は二次元コードへ → ）



ず〜っと吉野川市！！定住支援事業

若者世代の移住・定住人口の増加及び経済的負担の軽減を図るため、住宅取得を支援します。

新築・購入の基本額

新築 基本額	20万円
購入 基本額	15万円

※ 実質住宅取得金額が当該額に満たない場合は、実質住宅取得金額（1万円未満切捨）

加算の要件

転入加算	転入者(転入前1年の間、吉野川市内に居住したことがない方)である場合	5万円
子ども加算	補助対象者の世帯に高校生年代（18歳到達の年度末まで）までの子を含む場合	5万円
自治会加算	補助対象者の世帯が新規に自治会に加入した場合	5万円

※対象要件等は裏面をご覧ください。

ず〜っと吉野川市！！定住支援事業

対象条件

補助対象者 次の要件を全て満たす方

- 補助対象住宅に係る所有権保存又は移転の登記日において、40歳未満又は生計を一にする同居の配偶者が40歳未満の方。
(吉野川市新婚世帯家賃補助事業の交付対象期間中に民間賃貸住宅から補助対象住宅へ転居する方を除きます。)
- 補助対象住宅の所有権を2分の1以上有している方。
- 世帯全員が吉野川市税等を滞納していないこと。
- 過去に、吉野川市に「住んでみんで事業補助金、吉野川市来て観て住んで事業補助金、しあわせ住まいづくり事業補助金」の交付を受けていない方。

補助対象住宅 次の要件を全て満たす住宅

- 補助対象者が自らの居住用のために本市において新築又は購入により取得し、令和6年10月1日以後に補助対象住宅に係る所有権保存又移転登記。
- 居住の用に供される部分の延べ床面積が2分の1以上あり、その部分の延べ床面積が50㎡以上あるもの。
- 玄関、居室、台所、便所及び風呂を備えたもの。

その他の要件

- 所有権保存又は移転登記日から6月以内に補助金交付申請書を提出すること。
- 補助金の交付を受けた日から3年以内に転居又は転出しないこと。また、所有権を第三者に移転しないこと。
- 自治会加算の補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に自治会を脱退しないこと（加入自治会自体が解散した場合を除く。）。

申請に必要な添付書類

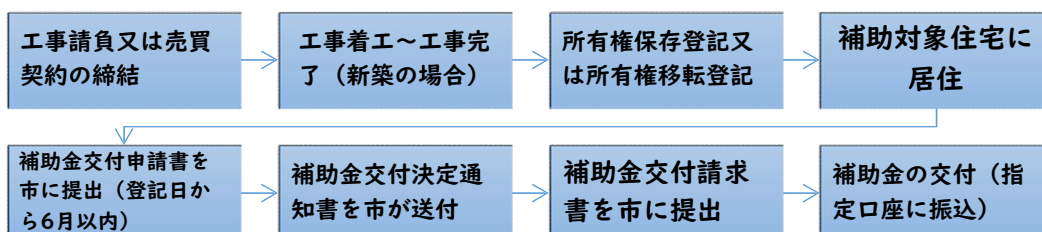
- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 補助対象住宅に係る「工事請負契約書」又は「売買契約書」の写し
- (3) 補助対象住宅に係る「登記事項証明書」
- (4) 補助対象住宅の「位置図」及び「平面図」
- (5) 補助対象住宅に居住後の写真（玄関を含む外観及び居室、トイレ、台所、風呂等の内観の写真を各1枚ずつ。）
- (6) 補助対象住宅の建築費又は購入費の支払を証する書類の写し
- (7) 自治会への新規加入を証する書類（※加算要件を満たす場合）

※ 吉野川市ホームページに詳しい情報を掲載しています。

また、提出様式もダウンロードできます。



補助金交付までの流れ



ず〜っと吉野川市！！定住支援事業

検索

問い合わせ 吉野川市 市長公室 TEL:0883-22-2203 FAX:0883-22-2244
メールアドレス: m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp